春日井市雑草等除去委託取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、春日井市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例（昭和44年春日井市条例第17号）第７条に基づき、あき地の所有者が市長に委託する雑草等の除去（以下「除草」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（除草委託の種類）

第２条　除草の種類は次に掲げるものとする。

（１）　一回除草　市長が指示した日から当該日の属する年度の３月15日までに行う１回限りの除草をいう。

（２）　年間除草　市長が指示した日から２回、当該日の属する年度の３月15日までに行う除草をいう。

（委託料の決定）

第３条　市長は、一回除草委託及び年間除草委託の委託料について、毎年度あらかじめ一回除草委託仕様書（第１号様式）及び年間除草委託仕様書（第２号様式）に基づき、予定価格を定め、指名審査委員会において選定された業者から、それぞれの区分に応じた単価見積書を徴収し、当該予定価格の範囲内で単価を決定するものとする。

（委託業者）

第４条　雑草等の除去を委託する業者（以下「委託業者」という。）は、前条の規定により単価見積書を徴収した業者のうちから市長が決定する。

（委託の申し込み等）

第５条　除草を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、雑草等除去委託申込書（第２号様式の２）により申請するものとする。

２　市長は、前項の申請についてその内容を審査の上、受託の可否を決定するものとする。この場合において、受託を決定した場合は納付書を委託者に送付するものとする。

３　委託者は、第３条に規定するそれぞれの区分に応じた単価に土地面積を乗じた金額を納めなければならない。

４　委託者は、市から送付された納付書により、納付書に記載された金融機関等において納付するものとする。

５　既に納付した委託料は還付しない。ただし、次に掲げる事由により除草しなかった場合は、その一部又は全部を還付することができる。

（１）　６月15日までに委託者が雑草等除去委託取消申出書（第２号様式の３）により委託の取消しを申し出たとき。（年間除草の取消しに限る。）

（２）　災害その他委託者の責めに帰さない事由があるとき。

（除草指示）

第６条　市長は、前条の申請があった場合は、一回除草指示書（第３号様式）又は年間除草指示書（第４号様式）により委託業者に指示するものとする。

（雑草等除去の報告）

第７条　委託業者は、一回除草委託における作業が完了したときは、速やかに単価契約工事内訳明細書（兼しゅん工届）（第５号様式）に作業の状況の分かる写真を添えて市長に報告しなければならない。

２　委託業者は、年間除草委託における初回作業が完了したときには、初回作業完了報告書（第６号様式）に作業の状況が分かる写真を添えて市長に報告しなければならない。

３　委託業者は、年間除草委託における委託期間が終了したときは、単価契約工事内訳明細書（兼しゅん工届）を市長に提出しなければならない。

（委託料の支払い）

第８条　委託業者に対する一回除草委託料の支払いは、しゅん工払いとする。

２　委託業者に対する年間除草委託料の支払いは、２回払いとする。

（除草作業に伴う苦情等の処理）

第９条　委託業者は、除草するにあたり、他人の迷惑にならないよう除草作業を行わなければならない。

２　苦情等が発生したときには、市長は、委託業者に対し誠意をもって解決にあたるよう指導するものとする。

（委託地の巡視）

第 10 条　市長は、委託業者に対し適正な除草維持管理を指導するため、委託地を適宜巡視するものとする。

（雑則）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

１　この要綱は、平成 18 年４月１日から施行する。

２　春日井市雑草等除去委託要綱（昭和 60 年）は廃止する。

附則

１　この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。

附則

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。